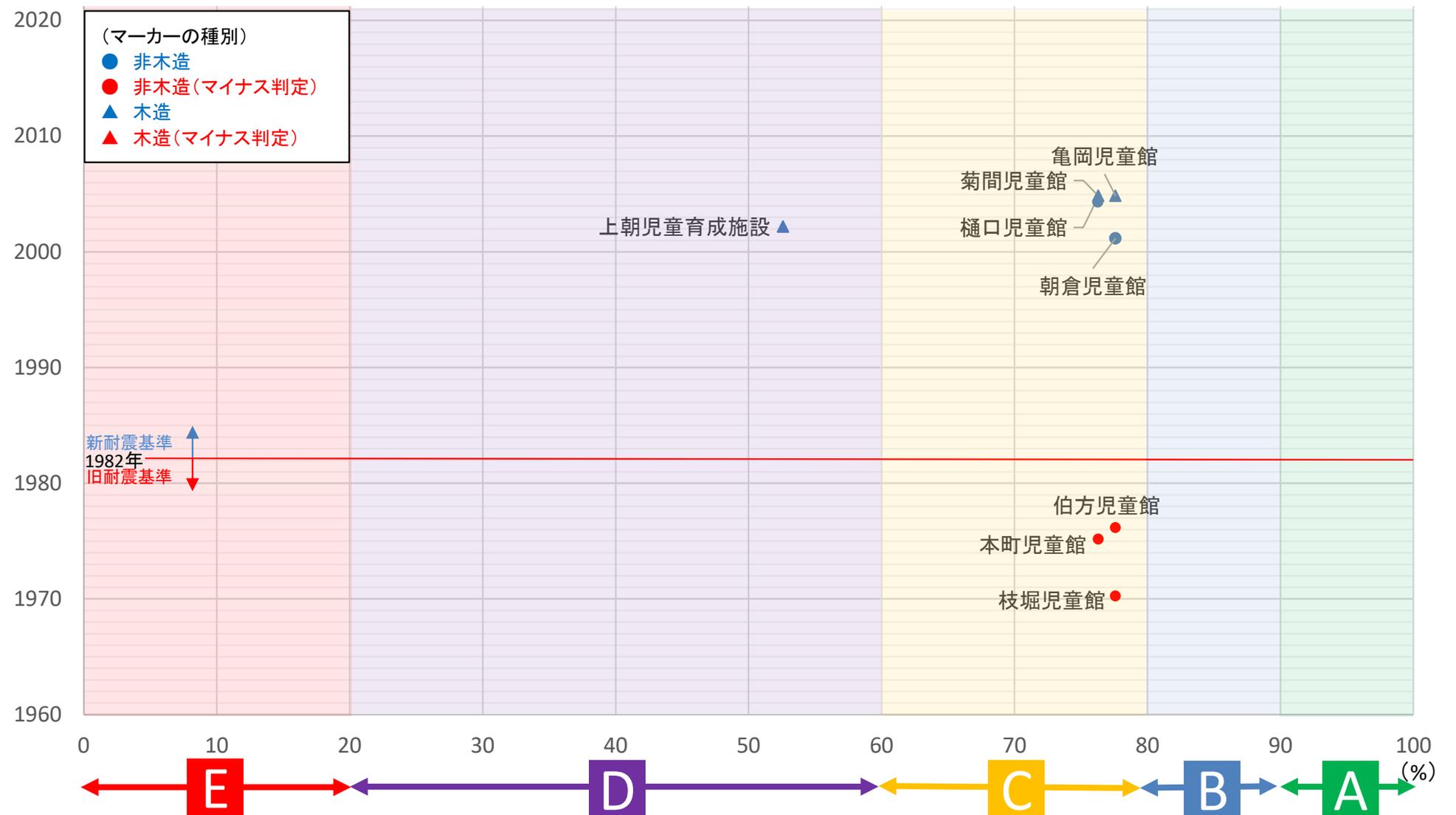


(年) 公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【医療・社会福祉施設】27 児童館及びその他類似施設



## 【27 児童館及びその他類似施設】

あり方方針	<p>『児童館』は、児童(18歳未満)に安心して遊べる場を提供することにより健全育成を図る目的で設置された児童福祉施設です。</p> <p>現在、市内には7か所の児童館が設置され、地域における子育て支援施設としての役割を担っていますが、地域偏在が見られます。そのため、施設の老朽化や今後の人口減少・少子化を踏まえ、施設で提供するサービスを含めて市全体の「児童館のあり方や方向性」について早急に検討していきます。</p> <p>また、管理運営については、指定管理者制度の導入や地域住民と協力した運営体制など、多様な手法の効果・可能性について検討します。</p> <p>「上朝児童育成施設」は、放課後及び学校休業日に児童の健全育成を図る事業を行う目的で設置された施設です。</p> <p>現在、上朝児童クラブの専用利用に供されているため、市内において放課後児童クラブが実施されている他施設の状況も踏まえながら、統一した取扱い方法について検討します。</p> <p>なお、下記「外部評価」の意見を合わせて本施設グループの「あり方方針」とし、着実に取組を推進していきます。</p>
-------	--

外部評価	<p>●庁内評価のとおり (補記事項)</p> <p>児童館のあり方や方向性の検討にあたっては、放課後児童クラブなど他事業も含めた包括的な視点を持つとともに、必要な場合は国に規制緩和を求めるなど、市の子育て支援事業全体の活性化に向けて積極的に取り組まれない。</p>
------	---